

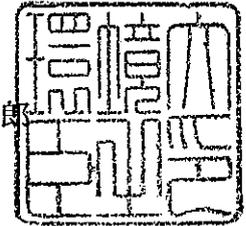


諮問 第 518 号
自環総発第 1910084 号
令和元年 10 月 8 日

中央環境審議会

会長 武内 和彦 殿

環境大臣
小泉進次郎



動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方
について（諮問）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」とい
う。）第 43 条の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改
正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）の施行等の在り
方について、別紙に掲げる項目に係る貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

より一層の動物の愛護管理の推進等を図るため、令和元年 6 月 19 日に改正法
が公布されたところである。改正法においては、第一種動物取扱業による適正飼
養等の促進等について、登録拒否事由の追加や遵守基準の具体化等が規定され
たほか、動物の適正飼養のための規制の強化として、都道府県知事による不適正
飼養に係る指導等の拡充や所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合の規定
の追加等、都道府県等の措置の拡充についての規定等が設けられた。

また、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な
指針（平成 18 年環境省告示第 140 号。以下「基本指針」という。）は、前回の
策定後概ね 5 年目に当たる平成 30 年度を目途として見直しを行うこととされて
おり、改正法の内容も踏まえた見直しが必要となっている。

これらのことから、改正法の施行に必要な省令、基準、基本指針等の検討
を総合的に行う必要があり、改正法の適切な施行等の在り方について、貴審議会
の意見を求めるものである。

(別紙)

1. 法第5条第1項の規定に基づき環境大臣が定める、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針について
2. 法第7条第7項の規定に基づき環境大臣が定める、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準について
3. 法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準について
4. 法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準について
5. 法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、犬猫等安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るための適切な基準について
6. 改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「新法」という。)第12条第1項第7号の2の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者について
7. 新法第12条第1項第8号の規定に基づき環境省令で定める、法人の使用人について
8. 新法第12条第1項第9号の規定に基づき環境省令で定める、個人の使用人について
9. 法第21条第1項の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について
10. 法第24条の4において準用する法第21条の規定に基づき環境省令で定める、第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について

- 1 1. 新法第 25 条第 1 項の規定に基づき環境省令で定める、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態について
- 1 2. 新法第 25 条第 4 項の規定に基づき環境省令で定める、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態について
- 1 3. 法第 35 条第 7 項の規定（法第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づき環境大臣が定める、犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について
- 1 4. 法第 40 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める、動物を殺さなければならない場合の動物に苦痛を与えない方法に関し必要な事項について

(参考条文)

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

(審議会の意見の聴取)

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第四項、第十二条第一項、第二十一条第一項、第二十七条第一項第一号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項の事態の設定又は第三十五条第五項(第三十六条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号)による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

(審議会の意見の聴取)

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第七項、第十二条第一項、第二十一条第一項(第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。)、第二十七条第一項第二号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項若しくは第四項の事態の設定又は第三十五条第七項(第三十六条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

（基本指針）

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2～6 （略）

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～七 （略）

七の二 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

八 法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

九 個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

2 (略)

(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2～4 (略)

(準用規定)

第二十四条の四 第十六条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第二十条、第二十一条(第三項を除く。)、第二十三条(第二項を除く。)及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三及び第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項(第五号に係る部分を除く。)」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第四項」とあるのは「第二十四条の四第一項において準用する第二十一条第一項又は第四項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項」と、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項及び前項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第二十一条(第三項を除く。)及び第二十三条(第二項を除く。)」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2～3 (略)

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5～7 (略)

(犬及び猫の引取り)

第三十五条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2～6 (略)

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

8 (略)

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(動物を殺す場合の方法)

第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

3 前項の必要な事項を定めるに当たつては、第一項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

中環審第 1090 号
令和元年 10 月 9 日

中央環境審議会 動物愛護部会
部会長 新美 育文 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の
在り方について（付議）

令和元年 10 月 8 日付け諮問第 518 号をもって環境大臣より当審議会に対して
なされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基
づき、動物愛護部会に付議する。